

「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」制定の検討について

1 主旨

区では、平成32(2020)年度の「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」開設に向け、認知症初期集中支援チーム事業、家族支援、認知症理解の普及・啓発、医師による専門相談、事業者への認知症ケア研修など、認知症施策を総合的に推進している。

一方、認知症に関する正しい理解が十分でないため、認知症の人とその家族が地域社会から孤立し生きづらさを感じている現状があり、不当な偏見や差別にさらされることなく、地域で温かく包摂される社会の実現にはまだ課題がある。

地域包括ケアシステムの構築を進める中で、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会地区事務局の三者連携による「福祉の相談窓口」や「参加と協働による地域づくり」、さらに「地域ケア会議」等において地区の課題把握や社会資源の開発を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け取り組んでいる。

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会を実現することを目的に、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させ、区・区民・事業者が、その基本理念やそれぞれの責務を広く共有し、地域共生社会の実現に向けて一体となって取り組むことを明らかにするため、「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」制定に向けた検討を進める。

2 検討体制(裏面参照)

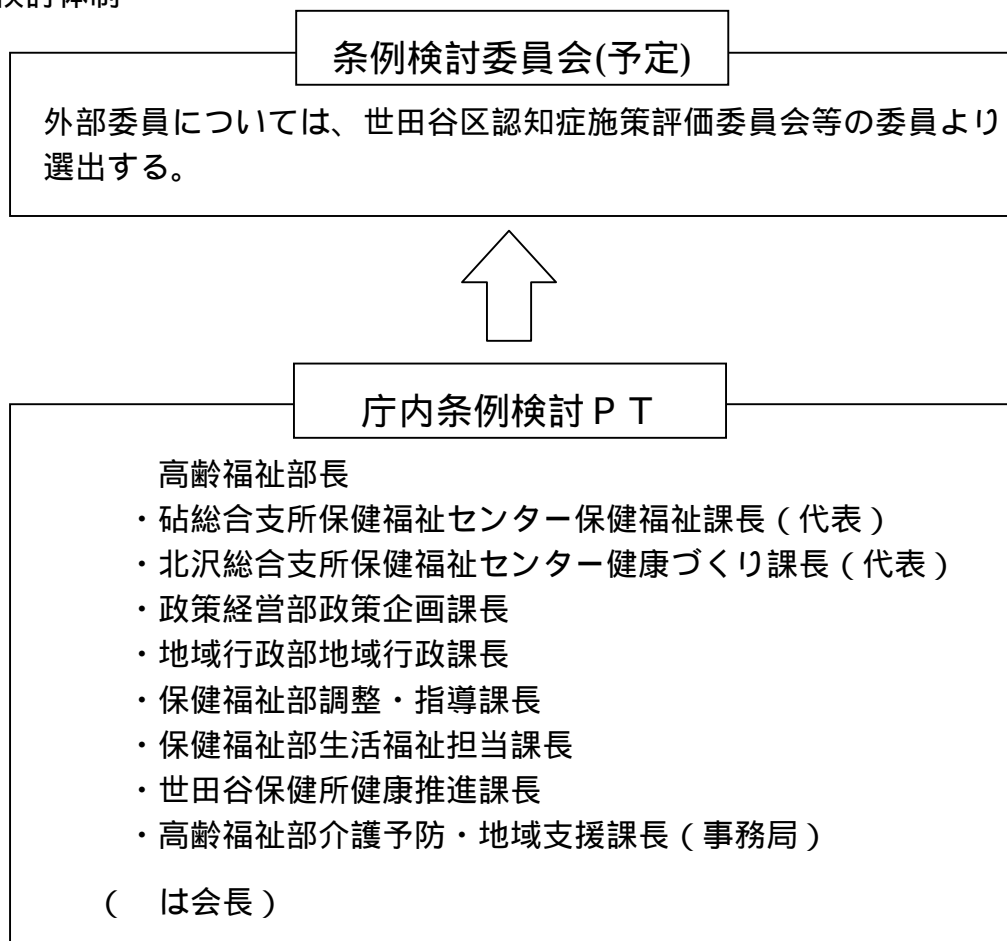
平成30年度中は庁内条例検討プロジェクトチームによる検討を行い、平成31(2019)年度より外部委員で構成する条例検討委員会を設置して検討を進める。

3 検討のスケジュール(案)

平成31年	4月	条例検討委員会による検討開始
(2019年)	6月	ワークショップ(項目内容提案)
	7月	常任委員会報告(条例制定の基本的な考え方) 地域保健福祉審議会(条例検討状況報告)
	9月	常任委員会報告(条例骨子案)
	9月	条例シンポジウム、条例骨子案のパブリックコメント
	11月	地域保健福祉審議会(条例検討状況報告)
平成32年	2月	常任委員会報告(条例案)
(2020年)		第1回区議会定例会(条例案)
	3月	地域保健福祉審議会(条例制定の報告)
	4月	条例施行

参 考

1) 検討体制



2) 国の動向

- 平成30年7月 自民、公明両党が認知症の人を支える施策を国や地方自治体が総合的に進めていくための基本法案を、議員立法で2019年の通常国会に共同提出する方向。
- 9月 公明党が（仮称）認知症施策推進基本法の骨子案を策定。
- 12月 認知症に係る課題について政府一丸となって施策を推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議（議長：菅官房長官）が設置され、2019年5月頃に、大綱を取りまとめる予定。